



## 「高年齢者雇用開発特別奨励金等」

さてさて、今回は奨励金等のお知らせです。社員の雇入れ時にはご参考に！

### 高年齢者雇用開発特別奨励金

65歳以上の離職者を  
雇用する事業主を  
サポートします！

★対象労働者 以下の全てに該当する労働者

- ① 雇入れ日現在の満年齢が65歳以上の者
- ② 紹介日及び雇入れ日に以下のいずれにも該当しない者
  - (イ) 高年齢継続被保険者
  - (ロ) 短期雇用特例被保険者
  - (ハ) (イ)、(ロ)以外の者であって雇入れに係る事業主以外の事業主と1週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にある労働者
- ③ 雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日の翌日から3年以内 に雇い入れられた者
- ④ 雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上あった者

★支給額

対象労働者の1週間の所定労働時間	支給額	支給対象期ごとの支給額
30時間以上	50(90)万円	第1期25(45)万円・第2期25(45)万円
20時間以上30時間未満	30(60)万円	第1期15(30)万円・第2期15(30)万円

※( )内は中小企業に対する支給額です。

### 特定就職困難者雇用開発特別奨励金

高年齢者、障害者等の  
就職困難者を雇用する  
事業主をサポートします！

★対象労働者 雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限る

イ 60歳以上の者	ヌ 沖縄失業者求職手帳所持者(45歳以上)
ロ 身体障害者	ル 漁業離職者求職手帳所持者(45歳以上)
ハ 知的障害者	ヲ 手帳所持者である漁業離職者等(45歳以上)
ニ 精神障害者	ワ 一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者(45歳以上)
ホ 母子家庭の母等	カ 認定港湾運送事業離職者(45歳以上)
ヘ 父子家庭の父 (児童扶養手当受給者に限る)	コ その他就職困難者 (アイヌの人々:北海道に居住している者で45歳以上の者であり、かつ、ハローワークの紹介による場合に限る。)
ト 中国残留邦人等永住帰国者	
チ 北朝鮮帰国被害者等	
リ 認定駐留軍関係離職者(45歳以上)	

★支給額

短時間労働者以外の対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	50(90)万円	1年	第1期25(45)・第2期25(45)万円
身体・知的障害者	50(135)万円	1年(1年6ヶ月)	第1期25(45)・第2期25(45)万円 第3期 (45)万円
重度障害者等(重度障害者、 45歳以上の障害者、精神障害者)	100(240)万円	1年6ヶ月(2年)	第1期33(60)・第2期33(60)万円 第3期34(60)・第4期 (60)万円
短時間労働者の対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	30(60)万円	1年	第1期15(30)・第2期15(30)万円
障害者	30(90)万円	1年(1年6ヶ月)	第1期15(30)・第2期15(30)万円 第3期 (30)万円

※( )内は中小企業に対する支給額です。

★中小企業の定義や、受給するための要件等があります。詳しくは当事務所までお問い合わせを